

高根地区第 1 回学校運営協議会会議録

本高根地区第 1 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 6 年 5 月 2 4 日 (金)
場 所	高根小中学校 会議室
出 席 者	柳沢孝・日野高行・行成美知代・渡辺壽生・菌部 功 ・阿部一智・河本真紀子・平井直美・三芳雅彦 (日高市教育委員会) 長嶋伸一・小坂井啓二
欠 席 者	大澤泰彦・松本康彦
審 議 事 項 及び決定事項等	<p>1 会長選出について 【決定事項等】 会長：柳沢孝 副会長：阿部一智</p> <p>2 令和 6 年度高根小中学校の経営方針の確認及びグランドデザインの承認について 【決定事項等】 各校長が説明→承認</p> <p>3 開校直後の学校の児童・生徒・教職員の状況</p> <p>4 学校・地域合同運動会・体育祭に向けての意見交換</p>
会 議 資 料	1 日高市立高根小中学校経営方針及びグランドデザイン
会 議 の 経 過	<p>1 令和 6 年度高根小中学校の経営方針の確認及びグランドデザインの承認について</p> <p>三芳：3 月の学校運営協議会では経営方針のみの承認だったため、グランドデザインを中心に校長より説明。 柳沢：「児童」「生徒」の使い分けはずっと続けるのか。 小坂井：普通は小学生が「児童」、中学生が「生徒」。 行成：正式な場だと使い分けするのだろうが、会議の中では「子どもたち」でどうか。 柳沢：一緒になったのだから、同じでもよいかもしれない。</p>

2 開校直後の学校の児童・生徒・教職員の状況

三芳：思ったよりも違和感を感じることなく子どもたちはスタートできた。教職員も、前期、後期で打合せをする光景が見られる。人間関係のトラブルはない。朝会等、準備がまにあわなかったものが課題である。

行成：登校する生徒に話しかけると、お兄さん、お姉さんらしくふるまっているようだ。

三芳：引き渡し訓練時、前期課程は騒がしかった。流されて、後期課程も最初は落ち着きがなかったが、「君たちは今までどういうふうに振る舞ってきたのかな」と声をかけたら、そこから後期課程の自覚も出てきた。

菌部：後期課程と前期課程の子が遊んでいた。子どもが「合併したんだよ」と教えてくれた。「7年生と呼ばれる気持ちはどう？」ときいたら「最悪」と答えた。「中学1年生」のほうが新鮮なのではないか。人生の節目である。

三芳：7年生が「中学生」と言われたかったのでは？大人として扱ってもらおう感じがする。

渡辺：「中学生になった」といううれしさと「7年生になった」といううれしさは違うのでは。

行成：「7年生」を誇りと思ってくれるとよい。

小坂井：法の改正があり、義務教育学校が新しくできた。印象として、子どもがどう思うか、誇りを持つような教育をするべきである。

柳沢：1・2年生の見守りをしているが、5月になるまで低学年の子は、7年生と交わるのかと思ったが、交わらなかった。今週になったら急に入り乱れて、あいさつしたり交流するようになった。だんだん慣れてきて、変わっていくのではないだろうか。

菌部：先生方の持ち時間は変わったのか？

三芳：加配がつき、前期課程に10時間入っている。5～6年生と7年生は後期課程の先生が教えてくれている。

菌部：先生方の抵抗感はないのか？

三芳：ほとんどなかった。始まって特に課題はなかった。

3 学校・地域合同運動会・体育祭に向けての意見交換

柳沢：昔から言われている。

	<p>渡辺：今年がチャンス。今年やるのが最高の出発点。今現在、高根地域全体でやるのは、体育祭とラジオ体操だけ。</p> <p>三芳：昨年度のプログラムを見ても、出場は小学生や中学生がほとんど。体育の授業の発表会という意味では、若干抵抗はあるが、体育主任がプログラムのたたき台を作ってくれている。教職員も前向きに考えてくれている。</p> <p>行成：ここ数年はお年寄り向けプログラムばかりだった。</p> <p>渡辺：昨年は準備段階までしていた。昨年度のプログラムも参考にしながら計画を立ててもらいたい。</p> <p>行成：地域でおみこしを所有している。処分するにあたり、体育祭でお披露目できたらよい。自治会のサークルでそういった構想もある。</p> <p>柳沢：子どもみこしもある。要検討でおねがいします。</p> <p>三芳：学校では「ふるさと科」に取り組んでいる。地域の文化を継承していく意味でも大事なことである。この地区に高校はないから、家はここにあっても、この地区を1回出て行く。その後、高根地区に戻ってもらえるような子どもたちを育てたい。体育祭に関わらなくても学習で使える。</p>
--	--

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関すること。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関すること。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 教育目標及び学校運営に関する事項

(2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。